

池田市騒音計貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が公害防止の目的で騒音計（以下「機器」という。）を必要とする場合の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 機器の貸出しは、本市の区域内（以下「市内」という。）に在住するものに対し行うものとする。

(貸出期間)

第3条 機器の貸出し期間は、貸出しを受けた日から8日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(貸出数量)

第4条 機器の貸出し数量は1台とする。

(貸出機器)

第5条 貸し出す機器は、公害担当課で保有する普通騒音計（NL-22）とする。

(使用料)

第6条 機器の貸出しは無料とする。

(貸出申請等)

第7条 機器の貸出しを受けようとするものは、「騒音測定機器貸出申請書」（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、申請者は、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを

審査し、貸出しを決定した場合は「騒音測定機器貸出承認通知書」（第2号様式）をもって該当申請者に通知するものとする。

（禁止事項等）

第8条 機器を借受けたもの（以下「借受者」という。）は、借受けた機器を使用して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的の使用
- (2) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になり、又はそのおそれがあると市長が認める場合
- (4) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

（返却）

第9条 借受者は貸出期間を満了した時は、直ちに市長に機器を返却しなければならない。

（損害賠償）

第10条 借受者は、貸出期間中にその責めに帰すべき理由により機器を損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その負担においてこれを補修し、又は損害を賠償しなければならない。

2 市長は、機器の使用に起因する事故等により、借受者又は第三者について損害が生じた場合においては、その賠償の責めを問わない。

（庶務）

第11条 機器の貸出しに係る庶務は、公害担当課において処理する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。